

議案第10号

四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和7年9月1日提出

四街道市長 鈴木陽介

提案理由

本案は、四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提案するものであります。

1 指定する郵便局の名称及び所在地

- (1) 四街道郵便局
四街道市美しが丘一丁目 1 8 番 2 号
- (2) 四街道鷹の台郵便局
四街道市鷹の台二丁目 3 5 番 7 号
- (3) 四街道もねの里郵便局
四街道市もねの里二丁目 1 7 番 1 8 号

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (3) 法第 2 条第 8 号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し並びに個人番号カードの紛失に係る届出の受付並びに個人番号カードの返納の受付に関する事務
- (4) 法第 2 条第 9 号に規定する電子情報処理組織を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡等に関する事務

3 指定期間

令和 8 年 2 月 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、当該期間満了の 1 か月前までに、四街道市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。